

文書番号	9-1-1	VER. 23
------	-------	---------

## 環境目標との適合に関する監視・測定 並びに不適合の是正等に関する要領

	施行年月日	内 容	施行年月日	内 容
	改訂履歴	平成 10 年 8 月 31 日	制定	平成 19 年 4 月 1 日
平成 10 年 10 月 15 日		全部改訂	平成 20 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 10 年 11 月 16 日		一部改訂	平成 21 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 11 年 2 月 1 日		一部改訂	平成 22 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 12 年 2 月 1 日		一部改訂	平成 23 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 13 年 2 月 1 日		一部改訂	平成 24 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 13 年 6 月 28 日		一部改訂	平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 14 年 4 月 1 日		一部改訂	平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 15 年 4 月 1 日		一部改訂	平成 31 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 15 年 8 月 1 日		一部改訂	令和 3 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 17 年 10 月 1 日		一部改訂	令和 5 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 18 年 4 月 1 日		一部改訂		
規程内容		第 1 章 総則		
	第 1 条 趣旨			
	第 2 条 不適合の定義			
	第 2 章 進行管理			
	第 3 条 監視・測定及び報告			
	第 4 条 法規制監視・測定			
	第 5 条 監視・測定機器の校正			
	第 3 章 不適合の是正			
	第 6 条 不適合によって生じる環境影響の緩和			
	第 7 条 不適合の是正			
	第 8 条 是正の確認及び報告			
	第 9 条 環境目標の見直し			
	付 則			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	9-1-1	ページ 1/4
<b>環境目標との適合に関する監視・測定 並びに不適合の是正等に関する要領</b>			
第1章 総則			
(趣旨)			
第1条 環境マネジメントシステムの実施にあたり、環境目標、法規制等との適合を定期的に監視及び測定する手順等を定めるとともに、それらの監視及び測定の結果、不適合が生じた場合又は生ずることが予想される場合に、環境影響を軽減するために行うべき原因の調査及び不適合の是正又は予防措置に関し必要な事項を定める。			
(不適合の定義)			
第2条 この要領における不適合とは、次における状況をいう。			
(1) 環境目標の著しい未達成			
(2) 法令に基づく規制値の違反、手続きの未実施			
(3) 自主基準の未達成			
(4) 環境マネジメントシステムからの逸脱			
第2章 進行管理			
(監視・測定及び報告)			
第3条 環境管理推進員は、次の各号に従い進行管理を行う。			
(1) 環境保全項目の進行管理は、環境マネジメントマニュアル9.1.1の表9-1-1-1に規定する管理票により定められた監視・測定頻度で行う。			
(2) 環境負荷項目の進行管理は、環境マネジメントマニュアル9.1.1の表9-1-1-2に規定する管理票により定められた監視・測定頻度で行う。			
2 環境保全項目の進行管理のうち、進行管理対象事業及び実施計画事業の監視・測定結果は、政策企画課の様式により政策経営部長が環境管理責任者に報告する。			
3 前項以外の監視・測定結果は、様式第1により環境管理推進員が実行部門長に報告する。			
4 実行部門長は、定められた時期に様式第1を取りまとめ、その写しにより環境管理責任者に報告する。			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	9-1-1	ページ 2/4
<b>環境目標との適合に関する監視・測定 並びに不適合の是正等に関する要領</b>			
<p>(法規制監視・測定)</p> <p>第4条 環境管理推進員は、法的要求事項の自主管理にあたり、規制と同等以上の自主基準を設定する。</p> <p>2 設定した自主基準に基づき、法規制監視・測定を行い、その記録を(法規制監視・測定結果報告書(様式第2))により作成し、係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員の決裁を行う。</p> <p>3 自主基準の設定又は変更は、管理票(法規制監視・測定結果報告書(様式第2))により行うこととし、係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員の決裁を行ったうえ、本データを環境管理事務局に提出する。環境管理事務局は、様式を受領後、係長、環境管理副推進員、環境管理推進員、環境管理責任者の決裁を行う。</p> <p>(監視・測定機器の校正)</p> <p>第5条 環境管理推進員は、保有する監視・測定のための機器を定期的に校正し、適正な状態を維持しなければならない。</p> <p>第3章 不適合の是正</p> <p>(不適合によって生じる環境影響の緩和)</p> <p>第6条 環境管理推進員は、不適合によって生じた、又は生ずることが予想される環境影響を緩和するための措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(不適合の是正)</p> <p>第7条 環境管理推進員及び環境管理事務局は、不適合が生じたとき又は生ずることが予想されるとき、これを是正するための措置を、以下の各号に従い実施する。</p> <p>(1) 原因の特定</p> <p>(2) 是正措置の特定・実施</p> <p>(3) 再発防止</p> <p>(4) 必要な手順書等の変更</p> <p>2 実行部門長は、不適合を確認したとき、環境管理推進員に是正を指示する。</p> <p>3 環境管理責任者は、不適合を確認したとき、環境管理事務局又は実行部門長に是正を指示する。</p>			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	9-1-1	ページ 3/4
<b>環境目標との適合に関する監視・測定 並びに不適合の是正等に関する要領</b>			
<p>(是正の確認及び報告)</p> <p>第8条 環境管理推進員は、是正措置が完了した後、その効果を確認するため必要な監視・測定を実施する。</p> <p>2 環境管理推進員は、是正措置を完了した後、その内容を不適合の是正措置記録(様式第3)に記録し、係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行ったうえ、環境管理事務局に提出する。</p> <p>3 環境管理事務局は、様式を受領後、係長、環境管理副推進員、環境管理推進員、環境管理責任者の決裁を行う。</p> <p>4 環境管理推進員又は環境管理事務局は、前条第1項(4)に規定する手順等の変更を行ったとき、その手続きを様式第2に記録するとともに手順等の写しを環境管理責任者に送付する。</p> <p>5 環境管理責任者又は実行部門長は、是正措置の内容を検証し、その内容が不十分であると判断したとき、再度の是正を指示することができる。</p>			
<p>(環境目標の見直し)</p> <p>第9条 環境管理事務局又は実行部門長は、環境目標との不適合について見直しが必要であると判断したとき、環境管理責任者に環境目標の見直しを要請することができる。</p> <p>2 環境管理事務局又は実行部門長は、環境目標との不適合については是正が困難であると判断したとき、環境管理責任者にその旨を報告する。</p> <p>3 環境管理責任者は、前項の報告に基づき、環境目標の見直しについて「エコポリス板橋」推進本部で審議する。</p> <p>4 前項の審議の結果、環境目標の見直しが必要であると判断されたとき、環境管理責任者は、環境目標の見直しを行う。</p> <p>5 本条第1項及び第5項の以後の手続きは、「環境目標の設定及び見直し要領(6-2)」による。</p>			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	9-1-1	ページ 4/4
<b>環境目標との適合に関する監視・測定 並びに不適合の是正等に関する要領</b>			
付 則	この要領は、平成 10 年 8 月 31 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 10 年 10 月 15 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 10 年 11 月 16 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 11 年 2 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 13 年 6 月 28 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。		
付 則	この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。		

# 事業執行実績報告書

担当部課 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_ 係 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_ ( 年 月 日現在)

目的		目標	
プログラム		活動指標	
事業名	(活動指標に対応する事業の名称等)		
事業概要	(事業の目的・事業内容等)		
事業の実績・評価	(事業の成果、前年度実績との比較、目標年度に対する進捗状況、評価等)		
今後の事業予定	(翌年度の事業予定等)		

※事務局で取りまとめの上、環境マネジメントシステム実施結果報告書に掲載しますので、過去の掲載内容を参考に作成してください。

様式第2

法規制監視・測定結果報告書

起案年月日 年 月 日  
 決定年月日 年 月 日  
 提出年月日 年 月 日

(9-1-1)第4条第2項

課・施設名		担当(連絡先)	
環境側面			
発生施設			
監視・測定項目			
監視・測定方法			
監視・測定実施年月日			
監視・測定実施者			
測定結果	規制基準値	※1	
		※2	
	自主基準値		
	測定値	※1	
※2			
評価	規制基準値に対する評価	※1 適 不適 その他	※適以外の場合の理由等を記入してください
		※2 適 不適 その他	
	自主基準値に対する評価	適 不適 その他	
自主基準の変更	項目、変更部分(理由: )		
資格者の変更	資格者氏名( )		

○騒音測定に係る測定結果及び評価欄の記入について

- ・ ※1には、通常の規制基準に係る測定結果及び評価を記入してください。さらに、※2には、教育・医療施設等に近接する施設の規制基準(参照:環境マネジメントマニュアル表6-1-3-2欄外の注意書き)に係る測定結果及び評価を記入してください。なお、昼間、夜間で基準値が異なる場合は、それぞれ記入してください。
- ・ 測定値はそれぞれの最大値を記入してください。

- 係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員の決裁を行う
- 自主基準値又は資格者を変更する場合は、本データを環境管理事務局に提出
- 記録は作成課・所・園において3年間保存する

様式第3

不適合の是正措置記録

起案年月日 年 月 日  
 決定年月日 年 月 日  
 提出年月日 年 月 日

(9-1-1)第8条第2項関係

部	課	係	担	当
---	---	---	---	---

不適合項目 (発見年月日)				
原因分析				
修正措置 (実施年月日)				
効果確認 (測定結果など)				
是正措置				
再発防止策の有効性の確認				
手順書の変更	変更部分			
	変更手続			

※係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行ったうえ、本データを環境管理事務局に提出する

※環境管理事務局は、係長、環境管理副推進員、環境管理推進員、環境管理責任者の決裁を行う

※記録は作成課・所・園において3年間保存する